

法然上人と通憲一族の歸淨

——聖覺を中心として——

伊 藤 眞 徹

(一)

法然上人が萬機普益、易行易修の淨土法門を開闡せらるゝや、華夷遠近の緇白貴賤は吉水の草庵に晨暮輻湊した。日蓮は

始ニ日本國中無智道俗一如ニ大風從ニ草木ニ皆隨ニ此義ニ忽法華眞言等止ニ隨喜之意ニ廢ニ建立思ニ而間毎一人以ニ平形念珠ニ唱ニ彌陀名號ニ(中略)結句は法華眞言等の智者とおぼしき人人も皆或爲レ受ニ歸依ニ或爲ニ往生極樂ニ皆捨ニ本宗ニ成ニ念佛者ニ或本宗仰ニ念佛法門ニ也(當世念佛者無間地獄事「日蓮上人御遺文五〇六頁)

と述べてゐる。此所謂「本宗を捨て」、又「本宗乍ら念佛の法門を仰げる」人師については、明義進行集には、第一禪林寺僧都靜遍、第二高野ノ僧都明遍、第三長樂寺律師隆寛、第四空阿彌陀佛、第五白河上人信空、第六出雲路ノ上人覺愉、第七安居院法印聖覺、第八毘沙門堂法印明禪の八人を擧げ、

抑源空上人ト同時ニ出世セル諸宗ノ英雄ノナカニ彼ノ化導ニ隨テサハヤカニ本宗ノ執心ヲアラタメテ專無觀ノ稱名ヲ行シテ往生ノ望ヲトケタルヒトオホシ

と説けるより、その代表的なる者の傳歴を擧げたるものである。又旭蓮社澄圓はその著淨土十勝論の中に、顯眞、慈鎮、公胤、貞慶、明遍、證眞、靜嚴、聖覺、永辨、智海の十師の名を列ね

此等群英者皆緇林鸞鳳學海飛龍釋門棟梁佛家領袖也然各服膺上人所立一威信受祖師法門一剩致三師資之禮一存三授受之義一恭資二足下之誼一謹捧三二字之狀一留三字乎名簿之櫃一容三身乎松門之内一矣（淨土十勝論卷第四、二五丁右）

遍述べ、法水分流記には「雖未允傳上人宗義於淨土教歸學諸輩」として、良快、公胤、住心（覺愾）、明遍、靜遍、良と、円照、悟阿、制心、了敏、眞空の名を掲げ、慈鎮、顯眞、靜嚴、聖覺等は全て弟子の系譜中に加へてゐるのである。

かくの如く當時の佛家の龍象が、稻麻竹葦の如く念佛の宗風に靡けるは、念佛が大善根隨自意無上功德なるの証左である。通憲の一族の歸淨を討ぬることによつて、聖覺歸淨の必然性を跡付けて見ることとする。

(11)

今尊卑分脈によると通憲の子弟中、是憲、澄憲、靜賢、寬敏、憲曜、覺憲、明遍、勝賢、行憲、憲俊等は僧となり、延曆、園城、仁和、興福、東大に隸籍し名聲あり、聖覺は澄憲の眞弟である。此中是憲は遊蓮房と号し、明遍、聖覺と共に法然上人の門弟として、明義進行集その他の諸傳に行業を傳へ、澄憲及び貞憲の子貞慶も亦傳灯總系譜には從他皈依の中におさめてゐる。

澄憲は山門の名匠で、東塔北谷竹林院に住し、洛陽の房を安居院と名づけ、丹後已講珍仁に受法す。依つて惠心流を相承すると共に、尊珍、珍兼、澄憲と次第する檀那の流れを汲む、慧光房流を相承してゐる。法印大僧都、探題、二會堅義をつとめ、平治の亂には下野國に配せられてゐる。諸道に達せる才人、九流八家に達せる碩學通憲の資質を受けて、

唱導の名聲天下に轟き、尊卑分脈には「四海大唱導一天名人也此一流能說正統也」とあり、又古今著聞集には春日の寶前に於ける五部大乘經書寫供養の導師を、「我國第一の能説をきかん事を悦び思ふ」との明神の託宣に依て、富樓那の弁説をはき、衆人感涙をたれ、隨喜のあまり南都こぞりて臨時の佛事をはじめて請じ、布施物數多にて日遅く歸途につけるに、奈良坂にて山盜に會ひ無一物となりしが、山盜の主領を始め四五人の者を招き寄せて、「法印しばし物申候はんとて、十二因縁のこゝろを目出たくときゝかせて教化せられたりける」に、山盜惡心を改め、奪へる物を返して、法性寺迄守護して送り、翌日小童が小袋に物を入れて持參せるを見れば、髻三つと、「昨日の教化を承りて忽に發心のもの三人が切れるもとどりに候」との消息であつて、「あはれにふしぎなる事なり、今此けうげによりて惡心をあらためん事ありがたき事なり、澄憲が高名不思議この事に侍り」と結んでゐる。(岩波本下卷五〇頁)又承安四年天下旱魃農民耕作の歎きを、五月恒例の最勝講の第二日の夕座の導師をつとめて請雨の効驗があり、玉葉には五月廿八日の條に、降雨、最勝講結願也、有僧事二云云、樞大僧都澄憲と述べ、これは「祈雨說法賞」である旨を註し、その説法の状は、廿六日の條に關白の言として、

昨日夕座說法神也又妙也、仍有御感之綸旨、歎左幕下被問、余、答以博陸旨、關白又被語、余云、嘗非感説法之優美、被尊祈請之効驗也、則是炎旱涉旬、民戶有愁、仍所以請雨、蓋是御願之趣也、昨日祈申此趣、言泉如涌、聞者莫不動心、自曉天果以降雨、故有此叙感二者也

とある。以上のことよりして一度言を吐けば四衆の耳を清まし、その能説は廣く上下を感動せしめ、治承養和の間に唱導の家業を立て、安居院流の祖となり、次いで聖覺、隆承、憲實、憲基と子孫相継ぎ、家風を失はなかつたのである。この家業は聖覺に至つて大成せられたものゝ如く、その門下信承法印が深義口傳を師説のまゝに記録して法則集(天台宗全書所收)と名付けた。之れ、唱導、説法についての威儀法則、本意次第心得等について記述し、「可秘可秘唯受一

人」の傳書とせられてゐる。

勅傳に依れば、笠置解脫上人貞慶已講と澄憲法印、明遍僧都が會合し、一族三人宗論せんとの議起りしに、澄憲は「三論に明遍あり、敵のつるぎをとりて敵を害す。法相に貞慶あり、寸をとへば寸をこたふ、宗論さらになふべからず」と書き認められたと云ふ。(法然上人全集一〇〇〇)以て明遍、貞慶と比肩すべき澄憲の教界に於ける地位及び御室の招請に對する法然上人の「天台宗は昔はかたの如く傳受し侍りしかども、今は但念佛になりて天台宗は廢亡し侍るうへ、山門に澄憲、三井に道顯など申す名匠たち侍り、かの人々に申しとはるべきか、をのづからかへりきき侍らんも、そのはゞかり侍る」(法然上人全集八一三)との言よりしてその學識のほど知るべきである。建仁三年八月六日聖覺三十七歳の時示寂す。

今安居院の所在については京都叢書所引の雍州府志卷八に依ると、

大宮通ノ東、寺ノ内人家、後園ニ有レ井、相傳古ハ安居院法印聖覺之里坊、在ニ斯處ニ其井今猶存、水至清涼ナリ今安居院絶則爲ニ町号ニ凡不レ限ニ安居院ニ古山門ノ僧徒於ニ京北斯邊ニ處々構ニ別院ニ入レ京日寄ニ宿之ニ俗稱ニ里坊ニ會賀茂河ノ水不レ時而洋溢自ニ山門ニ出レ京時動ヌレ、不レ得レ涉ニ今出川ニ此處高野川與ニ賀茂川ニ於ニ河合社南ニ合、動水溢自レ此以北ハ賀茂川一條ノ流耳故雖ニ大雨ニ水又大不ニ洋溢ニ依上賀茂、南大宮通、北、御園、堤上有ニ大橋ニ是謂御園橋ニ故山門ノ僧多ハ枉レ道經ニ斯橋ニ而入ニ京師ニ依レ之寄寓、坊舍多在ニ京北ニ今處々爲ニ町号。云云

とあつて、その位置、設置目的、沿北所在の意義が知られる。更に同書には大宮以東、寺之内以北の地となし、山城名勝志卷二には

寺ノ内大宮東有ニ安居院ト云所ニ是旧跡云云此院者比叡山ノ東塔ノ北谷竹林院ノ里坊と云へり云云

とある。大宮通寺之内上ル町名に安居院前之町があつて、町名の起原は安居院の前にある故であつて、東は妙蓮寺町に

境し、西は東千本町、南は妙蓮寺前町、大猪熊町、北は仲之町に境してゐる。

此の安居院の創建は年久しくて、天台名匠記に示すところに依ると澄豪の上足、松井法橋長耀を竹林房安居院流なりと注せるに依つて知られる。又その廢絶せられたのは應仁の兵燹後復興せられずに至つた結果であらう。

(III)

聖覺については明義進行集に

法印者澄憲法印眞弟子叡山東塔北谷八部尾竹林房住侶ナリ靜嚴法印ニシタカヒテ圓宗ヲ稟承シカネテ先師法印ニモナラヘリスヘテ一山ノ明匠四海ノ導師ナリ又源空上人ニ日頃ノ妙戒ヲウケ淨土ノ法門ヲツタフ

とある。即ち稟承の師としては、圓宗に於いては澄憲と靜嚴であり、圓戒と淨土教義は宗祖に就かれたことが知られる。

靜嚴は惠光房永辨、林泉房智海と共に叡山中古の名匠であつて、9その教系は檀那流の隆昌を開いた惠光房大律師澄豪の門弟長耀の門に出づ。10長耀は松井法橋竹林房安居院流と呼び、明匠記には「又云ニ毘沙門堂流是云ニ竹林房流一也」とある。依て竹林房流の正嫡たると共に、又佛頂尾佛頂坊を室とする猪熊流相承次第によれば、

傳教「慈覺—相應—遍豪—慶命—慶増—舜海—寬誓—覺如—靜嚴（先德明正記所載）」

とあるから、靜嚴は此の兩流を相承せる巨匠なることが知られる。

扱て聖覺の生年は不明であるが、明月記、百練鈔、勅傳等に傳ふる文曆二年三月五日六十九歳入寂説から逆算すれば、仁安元年誕生なることが知られる。當時の日記類に聖覺の事蹟が散見するのは、建仁三年澄憲寂後のことであつて、之れ安居院流唱導の繼承者として、名聲天下に高く、並ぶ者なきに至つたが爲めであらう。即ち三長記には三條兼長の佛事12昭月記には兼實の法性寺佛事念佛13後鳥羽上皇の金泥小寫大般若經供養14岡崎大納言亭の阿彌陀經說法15念佛房勸進の嵯峨東北院阿彌陀堂造立供養16一條第に於ける源信僧都筆來迎圖前の阿彌陀經諷經17西園寺全子中陰懺法會説

法、善導大師像供養等公家貴顯の華麗極りなき佛事法會に說法し、聽聞の公卿をして流涕感激せしめ、又権門に出入し當世を談じたことは想見せられるのである。その他勅傳には建永元年登山狀の執筆者となつて、念佛教團危急の樞機に參じ、勝尾寺の一切經開題供養に說法し、宗祖三回忌には報恩融通念佛を一七日間眞如堂に於て修し、その他後鳥羽法皇、雅成親王に宗要を奉答して專修の念佛を勧める等、その間唯信鈔を著し、自行の傍ら目を通じ耳を通して化他怠ることなく、遂に嘉禎元年三月五日「濁世富樓那遂爲遷化期歎實是道之滅亡歎悲而有餘今年六十九」と定家に生まれつゝ遷化したのである。定家の悲歎は同時に貴族社會一般の悲愁であつたことは勿論である。此の聖覺の後半生に於ける說法には、毎に彌陀の本願を讚歎し、念佛の功能を説かれたものであつて、宗祖は、

これひとへに善導の御方便機感純熟の折節也然るべき名僧專修の義を信じて、所々にして講釋せば念佛の弘通何事かこれにしかんや。(法然上人全集九六一)

と悦び仰せられ、更らに「いかなる所にては機嫌さまざまあしからざらん所にては阿彌陀經につき四十八願の樣を釋しべられ候べき」よしをば申し送られたのである。此の「然るべき名僧」たる聖覺が專修の義に入れるを因縁動機は如何。

(四)

今宗祖と聖覺の關係を傳ふる著名な事件は宗祖が瘧病を患ひ種々の治療も効なきを歎じた月輪禪閣は、善導大師の御影を圖繪して上人の前に供養し、聖覺を導師に請ぜられた。依て聖覺は起坐に任へざる自身の瘧病を推して參勤し、師弟共に平癒したことは末代の希特として明義進行集 醍醐本法然上人傳記、淨土隨聞記を初め、其他の諸傳に傳ふところであつて、醍醐本には「爲_二御師匠報恩_一可_レ參_二勤仕_一」、「必可_レ癒_二我大師上人病惱_一給_レ也」とあつて、此時既に聖覺は師匠と仰ぎ、我大師上人と尊信してゐたのである。此の法救を求めたことは、明義進行集によれば「元久二年八月ノ比」とあるから、之れより推して宗祖七十三、聖覺時に三十九歳である。彼の淨土宗義の正統傳持については、明義進行集

に「上人ツネニノタマヒケルハ吾カ後ニ念佛往生ノ義スクニイハムスル人ハ聖覺ト隆寛トナリ」と云ひ、又聖光上人傳に
昔有ニ親盛法師者法然上人弟子問ニ黒谷曰上人滅後決ニ疑誰人答曰聖光及金光傳尾ニ精知ニ我義但彼在ニ遠國難レ可ニ
面謁聖覺亦知ニ我意此在ニ洛中一易レ可ニ面謁云又人常問ニ乘願上人黒谷門資云誰人、慥述ニ黒谷義一耶答曰聖覺法印聖光
上人是也云（淨土宗全書一七卷三八八）

とて、宗祖及び乘願房の詞を載せ、又記主上人傳には寶治二年聖覺の妹淨意尼の請に依り、選擇集を講ぜし時の尼の述
懐として、

寶治二年戊申春上在ニ帝里一由ニ尼淨意請聖覺法講選擇集一淨意曰我昔聞ニ故法印聖之義一今之義勢不レ違ニ先聞ニ也彼則見
浴ニ吉水之波此亦聞レ酌ニ黒谷之流源既一澄也流豈清濁哉云淨意傾レ頭請レ居ニ洛中一即契以ニ諸檀施主一期以ニ淨土
弘法一（淨土宗全書一巻四〇九）

とある。かくの如き吉水の正流相傳異途なき爲には、三十九歳以前既に多年の稽古と師事を要すべきことは言を俟たな
50。

翻つて聖覺の親近せし人師、血縁の歸淨を考察すれば、その師の靜嚴は法水分流記、蓮門宗派は宗祖の門弟の列に加
へ、淨土傳灯總系譜下には「決ニ往生道於円光大師一類修ニ淨業」とあり、又父澄憲に對しては「深皈ニ大師道而稱ニ勸
道俗一所述者有ニ四十八願釋（一卷）往生要集疑問（一卷）六道惣釋（一卷）等」と述べてゐる。靜嚴は大原談義の列
衆であり、勅傳及び拾遺古德傳には、宗祖と出離の要道について問答し、念佛の要心をたゞしてゐるところよりすれば、
その淨土門歸投は文治二年以後のことであらう。又明遍も亦大原談義の列衆であり、法水分流記には「後隱居高野蓮
華谷号空阿一生長齋專修念佛偏期往生極樂善光寺參詣之序謁法然上人決往生不審其後被閱選擇集歸法然上人義但於義有
相違矣」とあり、和語燈錄、勅傳には往生の不審念佛の要心についての問答の詳細を載せてゐる。明義進行集卷第二に

よれば貞應三年六月十六日八十三歳を以て入寂せる爲め、五十有余にして道心を起し、本寺をすて、光昭山に籬居する身となつたのは、建久の初年頃であらう。依つて此等の諸師は恐らく文治二年大原談義を契機として、宗祖の人格と宗教に歸し、淨土の法門に投じたことであらうが、之れに導く重要な素因として遊蓮円照の往生を擧げなければならぬ。

遊蓮房については明義進行集に、

經一卷モ書籍一卷モミニ持セサリシ人ナリ法花經ハ初心ノ時オホヘラレタリキ後ニハ一向念佛ハカリナリ臨終ニ九念シテイマ一念ト法然上人ニス、メラレ申シテ高聲ニ一念シテヤカチキタヘヌ廿一ニシテ出家卅九ニシテ往生ハシメニハ西山ニヒロタニトイウトコロ止住後ニハヨシミネエシテ終焉

とあつて、円宗より淨教に轉じ、宗祖を善知識として卅九歳を一期として示寂す。善峰については山槐記の治承三年四月廿七日の條に

寅刻向ニ善峰別所ニ西山當ニ大原野西南ニ女房爲レ求ニ終焉地（中略）其後岸下有ニ間菴堂ニ故信乃入道少納言入入滅所

也臨終正念云云

とあり、又愚管抄には

信西子是憲信濃入道西山吉峯往生院にて最後十念成就して決定往生したり

とある。之れよりして遊蓮房の示寂は、治承四年を溯るものであり、「空阿彌陀ハ遊蓮房カオウトウト解脱房カオチナルカ」の進行集の文より推して、信頼の亂逆により一族の所刑せらし平治元年は明遍は、十八歳に相當す、故に遊蓮が佐渡國に配せられしを出家の動機として、此の年を廿一歳とせば卅九入滅は治承元年を溯こととなる。若し以上の推定にして許さるとせば、宗祖の最初の布教の故地に居を占め、後善峯の往生院に於いて命終せるものと考へられ、宗祖の「淨土の法門と遊蓮房とにあへるこそ、人界の生をうけたる思ひ出にては侍れ」の常の詞は、善導の靈夢と共に宗祖門下の

最初の「めでたき往生人」の現證として、淨教宣布の一大勇猛心を振起せしめたものと考へる時、感慨深き詞となる。かくて遊蓮房は最後に澄憲に書状を送り、

後世ノツトメニハナニコトヲカセムスルト人申シ候ハ、一向ニ念佛ヲマウセト御勸進アルヘク候智者ニテオハシマセハ世間ノ人定メテ尋申候ハムスラムトテ申候也

と遺誡せられた。かくて「スヘテ少納言入道ノ一族コソリテ遊蓮房ヲタトム事佛ノ如シウヤマウコトキミニ同シ、コレスナハチ道心堅固ニ勇猛精進ニシテチリハカリモ俗ニ混セサルユヘナリ」と云はれる遊蓮房の勧めにより、その一族は宗祖の教化に傾心し、十年後の文治二年の大原談義を轉機として入信するに至つたのである。

以上に依り大体知られるところは、通憲の一族は遊蓮房円照の純なる一向専修の行業に導かれ、「臨終ニ九念シテイマ一念ト法然上人ニス、メラレ申シテ高聲ニ一念シテヤガテイキタヘタ」との正念往生の素懷は、肉弟澄憲、明遍に羨望の念を抱かしめ、就中澄憲は靈相感見の現證やあらん、聽聞せんとの念を持ち乍ら未だ果さずして終りに、

ソノ証ヲエタルヨシヲ南都ノ修禪院ノ僧正信憲ノ人ニカタリ申サレケルハ故遊蓮房ノタマヒシハ高聲念佛ハカナラズ現徳ヲウル行ナリ(中略)予祖師ノアトヲオモヒテ三寸火合ニ香ヲモリテソノ香ノモヘハツルマテニ合掌シテ毎日三時高聲ニ念佛スルコトヒサシクナリヌソノ間ニ靈証ヲエタル事度々ナリソノ証相ヲハハ、カリヲナシテカサネテイカニトモタツネ申サ、リキ

とある信憲の言は、深く隨喜渴仰の念を増さしたことである。かくて一族は此の遺囑を憧憬し、聖覺又退かに遊蓮房、遍くは澄憲明遍の先蹤を踏み、少壯の昔より任運自然に上人の教へを受けられたことであらう。